

霧島市条例第6号
令和6年3月29日

霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市職員の育児休業等に関する条例(平成17年霧島市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))」に改める。

第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。